

上下水道事業に係る周年記念事業実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 上下水道事業に係る周年記念事業を実施するにあたり、必要な事項を検討するため、周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項に関する情報の収集及び調査、研究を行うものとする。

- (1) 周年記念事業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、広報啓発活動に関して委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、上下水道事業管理者の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、経営部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 経営本部会議構成員（ただし、上下水道事業管理者及び経営部長を除く。）
 - (2) 広報啓発検討委員会委員（ただし、経営本部会議構成員を除く。）
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が指名する者
- 5 事務局は、経営企画課において行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、第2条に係る事項について、調査及び研究を行わせるため、周年記念事業実行委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会の構成は、広報啓発検討委員会設置要綱第6条第2項の規定を準用する。

ただし、部会員は、広報啓発検討委員会作業部会員及び委員長が指名する者をもって充てるものとする。

3 事務局は、経営企画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行する。